

よくある質問＼秋田市ツキノワグマ誘引樹木伐採事業補助金

【補助対象の樹木・場所について】

Q:「市街化区域内」かどうかはどのように確認すればよいですか？

A:本補助金は市街化区域内の樹木が対象です。都市計画図等で確認が必要ですので、申請前に窓口へご相談ください。

Q:庭に生えている観賞用の小さなカキの木も対象になりますか？

A:趣旨が「人身事故を防止するため」かつ「クマを誘引する実のなる樹木」であるため、その状況に応じて市が判断します。

Q:山林にある樹木を伐採する場合も補助を受けられますか？

A:原則として「市街化区域内」かつ「住宅地周辺」にあることが条件です。

Q:既に枯れてしまっているクリの木は対象になりますか？

A:実がならずクマを誘引する恐れがない場合は、趣旨（クマの誘引防止）に合致しないと判断される可能性があります。

【伐採の方法・実施者について】

Q:枝打ち（剪定）だけで補助金は出ますか？

A:出ません。補助対象は「樹木を根元から伐採すること」が条件です。

Q:自分でチェンソーを使って伐採した場合、実費（燃料代など）は請求できますか？

A:できません。自ら作業を実施した経費は対象外です。

Q:シルバー人材センターに依頼した場合は対象になりますか？

A:はい。「伐採事業者等へ委託して行うもの」に含まれます。

Q:伐採した後の根の抜根（根株除去）費用も補助対象に含まれますか？

A:含まれません。要綱では「根元から伐採すること」までを求めていました。

Q:伐採した木を薪として利用したいのですが、処分まで依頼しなくても良いですか？

A:補助対象経費は「伐採作業委託料」です。伐採自体が業者に委託されていれば、その後の処分方法は制限されません。

Q:自ら作業を実施した場合も、誘引樹木を無くす事になると思うが対象にしないのは何故か？

A:今回の補助金は作業の安全を確保した上での根元からの確実な伐採を目的とするため、専門事業者への委託を必須としております。市民がけがをしてしまうと補助金制度そのものが続かない可能性があります。また、中途半端に枝や実が残る形になってしまふと次年度以降もクマを誘引する可能性が残ってしまうからです。

【交付対象者と資格について】

Q:市外に住んでいますが、秋田市内に所有している空き家の木を伐採したい場合は？

A:交付対象者は「市内に住所を有する個人」または「町内会等」に限られます。

Q:アパートの管理会社が代理で申請することは可能ですか？

A:所有者から同意を得て管理している者であれば、交付対象者になります。

Q:市税を滞納している場合、分納中であれば申請できますか？

A:「市税に未納がないこと」が条件であるため、完納している必要があります。

Q:隣の家の木が危ないので、勝手に申請して伐採してもいいですか？

A:できません。所有者以外の者が申請する場合は、必ず所有者の同意（委任状）が必要です。

Q:法人は申請できますか？

A:要綱には「個人又は町内会等の自治組織」と定められており、一般的な株式会社等の法人は対象に含まれていません。

【補助金額の計算について】

Q:委託費とは、諸経費や消費税を含む総事業費のことですか？

A:そうです。消費税、諸経費込みの金額となります。その金額の1/2以内もしくは、1本あたり25,000円を上限とします。

Q:1本あたり2万5,000円のことですが、3本切った場合はどうなりますか？

A:補助上限は「伐採した樹木1本につき2万5,000円」です。
3本の場合は最大7万5,000円（ただし経費の2分の1以内）となります。

Q:見積額が税抜き 5 万円だった場合、補助金はいくらになりますか？

A:諸経費、税込みの総事業費が 5 万円以上となりますので、補助金額は、
対象事業費の 2 分の 1 以内となり 2 万 5,000 円となります。

Q:計算の結果、補助金が 1 万 2,500 円になった場合は全額もらえますか？

A:いいえ。1,000 円未満の端数は切り捨てるため、1 万 2,000 円となります。

Q:消費税を確定申告している事業者の場合、なぜ消費税分を控除して申請するのですか？

A:消費税の仕入税額控除を受ける場合、補助金と税額控除の「二重受け取り」防止のためです。

Q:第 9 条 2 項, 3 項, 4 項がよくわかりません。個人や町内会は消費税分の控除は必要ですか？

A:いいえ。個人の方や消費税の申告を行っていない町内会や自治会の皆さんへこの条項は適用されませんので伐採業者から受け取った見積書の税込み金額をそのまま申請書へ書いてください。

【申請手続きについて】

Q:すでに伐採してしまった後から申請できますか？

A:できません。「事業実施前に」申請する必要があります。

Q:申請から決定までどのくらい時間がかかりますか？

A:申請書の提出から 14 日以内に可否が決定されます。

Q:「位置図」はどのようなものを用意すればよいですか？

A:対象樹木がある場所が特定できる地図（住宅地図の写し等）を添付してください。

Q:写真はどのようなものを撮ればよいですか？

A:「樹木の種類や本数が分かる状態」の写真が必要です。

Q:申請後に伐採する本数を増やしたい場合はどうすればいいですか？

A:あらかじめ「補助対象事業変更承認申請書（様式第4号）」を提出し、承認を得る必要があります。

Q:年度に何回も申請できますか？

A:同一年度内、同一申請者につき1回限りです。

【実績報告・支払い・その他】

Q:伐採が終わったら、いつまでに報告が必要ですか？

A:事業完了から30日以内か当該年度の2月末日の早いほうになります。

事業終了後は「秋田市ツキノワグマ誘引樹木伐採事業補助金実績報告書（様式第7号）」に必要資料を添付のうえ速やかに提出してください。

Q:領収書はコピーでも大丈夫ですか？

A:はい、領収書の写しを提出してください。

Q:補助金はいつ振り込まれますか？

A:実績報告書を提出した後、「補助金交付請求書（様式第9号）」を提出することで支払われます。

Q:途中で伐採をやめることにした場合、手続きは必要ですか？

A:「補助対象事業中止・廃止承認申請書」を提出し、承認を得る必要があります。

Q:嘘の申請をして補助金をもらった場合、どうなりますか？

A:交付決定が取り消され、既に交付されている場合は返還を命じられます。